

社会福祉法人**宏量福祉会**

母子生活支援施設

野菊荘要覧

〒615-0092 京都市右京区山ノ内宮脇町9-2

TEL 075 (803) 0828

FAX 075 (801) 9735

<http://www.nogiku.gr.jp/>

E-MAIL nogiku@nogiku.gr.jp

平成30年4月1日 現在

宏 量 福 祉 会 要 覧

沿 革	昭和17年 3月	平安寮 落成開寮（恩賜財団軍人援護会） 授産施設 保育室併設
	同日	社会事業法届出
	終 戦 後	同胞援護会経営
	昭和25年10月	京都府に移管 名称を平安母子寮、平安保育所と改める
	昭和34年 7月	財団法人京都民生会に委譲 山ノ内母子寮、山ノ内保育所と名称変更
	昭和34年 7月	山ノ内診療所併設
	昭和44年 3月	山ノ内学童保育所を開設
	昭和55年 1月	社会福祉法人宏量福祉会設立認可 社会福祉法人の認可 山ノ内母子寮の経営を宏量福祉会に移管
	昭和56年 3月	山ノ内母子寮（野菊荘）全面改築 （緊急一時保護3室を設ける）
	昭和59年10月	山ノ内児童館の運営受託（京都市指定管理） （山ノ内学童保育所を山ノ内児童館に変更）
	平成10年 4月	改正児童福祉法の施行 施設名称を野菊荘と改める
	平成12年11月	野菊荘内外装リフレッシュ工事
	平成17年 4月	一時保護事業シェルターみやこ開設
	平成23年 3月	ひだまり・ホット・みやこの開設（京都市委託） （京都市子育て支援活動いきいきセンターつどいの広場）
	平成23年 4月	常盤野児童館の運営受託（指定管理） 京都市 DV 相談支援センターの運営受託
	平成23年10月	京都市 DV 相談支援センター開所
	平成26年 6月	野菊荘耐震補強及び大規模改修工事
	平成27年 5月	地域支援事業・ひとり親サポートセンターこもれび開始 （ワライバ・タノシメシ・中高生学習会・食材提供）
	平成28年 4月	こもれび拡大（小学生学習会・高学年学童保育開始）
	平成29年 1月	野菊荘 Wi-Fi 設置

法人の使命 この社会福祉法人は、福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、又は社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる。その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に、提供されるように援助する事を目的として、その達成に邁進する。

基本方針

- ・人権侵害や権利侵害の無い社会づくりを目指します。
- ・すべての子どもへの良質な生育環境を保証し、子どもを大切にする社会づくりを目指します。
- ・出産・子育て・就労の希望がかなう社会づくりを目指します。
- ・仕事と家庭の両立支援で、充実した生活が出来る社会づくりを目指します。

事業内容

- ・野菊荘（母子生活支援施設）宏量福祉会 設置・運営（厚生労働省認可）
 - ・京都市配偶者暴力相談支援センター 京都市委託事業
 - ・シェルターみやこ（緊急一時保護）
 - ・ひとり親サポートセンター こもれび
（法人独自事業 京都府・京都市 補助金受領）
- ・山ノ内児童館（児童館事業・学童クラブ事業） 京都市指定管理事業
- ・常盤野児童館（児童館事業・学童クラブ事業） 京都市指定管理事業
- ・ひだまり・ホット・みやこ（つどいの広場事業） 京都市委託事業

野 菊 荘 要 覧

所在地	京都市右京区山ノ内宮脇町9番地の2
敷地	1, 273㎡（通路、遊び場など共同使用地あり）
建物	鉄筋コンクリート4階建
	1階床面積 492.314㎡ 2階床面積 465.314㎡
	3階床面積 465.314㎡ 4階床面積 465.314㎡
	延床面積 1888.722㎡
	賃貸物件 シェルターさくら（一時保護）約 20㎡
	シェルターつばき（一時保護）約 20㎡
	シェルターつつじ（一時保護）約 27㎡
設備	◎母子室 31室 Aタイプ 6室（3DK 浴室、便所、押入、ベランダ）約 45㎡ Bタイプ 9室（2DK 浴室、便所、押入、ベランダ）約 32㎡ Cタイプ 10室（2DK 浴室、便所、押入、ベランダ）約 30㎡ Dタイプ 6室（2DK 浴室、便所、押入、ベランダ）約 28㎡ ◎事務所 ◎応接室 ◎ロビー ◎医務室 ◎相談、談話室 ◎宿直室 ◎保育室 ◎学習室 ◎調理室 ◎学童室（2室） ◎倉庫
定員	30世帯（ほかに緊急一時保護4世帯）
目的	児童福祉法第38条 母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。
入所	児童福祉法第23条 都道府県等は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における保護者が、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあったときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設に入所させて保護しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、適当な施設への入所のあつせん、生活保護法の適用等適切な保護を加えなければならない。
機能	母と子が共に生活しながらそれぞれに必要な支援を提供する事ができる唯一の児童福祉施設であり、子どもを育み、子どもが育つことを保障し、安定した生活の営みを支援します。 戦中・戦後は戦災によって遺棄された母子を保護する戦後処理的援護施設として機能を果たしてきました。近年は、DVや児童虐待、母親が障害や心身に疾患を抱えるなどの理由で支援を必要とする母子家庭が増えています。 母子生活支援施設は親子が安心し、安定して生活ができる環境を保障し、入所する際に抱えていた問題を解決するとともに、経済の安定・生活の安定・養育の安定を目指して支援を行っています。また、職員は、利用者とともに自立支援計画を作成し、母親に対する自立支援・子どもに対する自立支援・家庭に対する自立支援を行います。
緊急一時保護	緊急一時保護は福祉事務所及び配偶者暴力相談支援センターや児童相談所からの依頼を受け実施しています。施設への直接相談については施設長が受け入れを決め、福祉事務所又は配偶者暴力相談支援センターと連携して支援を行います。

役 職 員	理事長	芹 澤 出	理 事	藤 田 ヒサエ
	理 事	矢 野 武 也	理 事	清 水 教 恵
	理 事	横 内 美佐子	理 事	芹 澤 千恵美
	理 事	谷 章 子	理 事	野 崎 智 子
	理 事	伊 藤 正 博	監 事	長谷川佐喜男
			監 事	西 村 彰

職 員	施 設 長	1 名	事務員	1 名
	統括主任	1 名	ひとり親サポートセンター担当	1 名
	母子支援員主任	1 名	児童支援員主任	1 名
	母子支援員	6 名	児童支援員	6 名
	心理専門員	1 (1) 名	嘱 託 医	(1) 名
	管理宿直員	(2) 名	作 業 員	(1) 名
* () 内は非常勤職員				

倫理綱領 私たちは、母と子の権利擁護と生活の拠点として、子どもを育み、子どもが育つことを保障し、安定した生活の営みを支えます。その為に野菊荘は、母と子の主体性を尊重した自立への歩を支えとともに、常に職員の研鑽と資質向上に励み、公正で公平な施設運営を心がけ、母と子および地域社会から信頼される施設として支援を行うことを目指します。

1. 基本理念：私たちは、母と子の権利と尊厳を擁護します。
2. パートナーシップ：私たちは、母と子の願いや要望を受け止め、安心・安全な環境の中で、母と子の生活課題への取り組みを支援し、安定した生活の営みを形成することをめざします。
3. 自立支援：私たちは、母と子の自立に向けた考えを尊重し、その歩みをともにしながら、母と子を支えることをめざします。
4. 人権侵害防止：私たちは、法令を遵守し、母と子への人権侵害を許しません。
5. 運営・資質の向上：野菊荘は、母と子への最適な支援と、よりよい施設運営をめざすとともに、自己点検をはかり、職員自身も自らを見つめ直し、専門性の向上に努めます。
6. アフターケア：私たちは、母と子の退所後も、地域での生活の営みを見守り、関わりを持ち、生活を支えることをめざします。
7. 地域協働：私たちは、関係機関や団体とネットワークを形成し、母と子・ひとり親家庭とともに歩み、住みよい地域社会づくりを進めることをめざします。

基本理念

- ・子どもと母親を一人の人として尊重し、安全で安心できる母子の生活を支えます。
- ・子どもと母親の権利を擁護します。
- ・子どもと母親のニーズに対応する支援を提供します。

基本方針

- ・職員・母親・子どもによる暴力を否定します。暴力をなくすよう努力します。
- ・子どもと母親のニーズや課題に対して、子どもと母親を主体とした支援を提供します。
- ・子どもと母親の気持ちに寄り添う支援を提供します。
- ・子どもと母親一人ひとりの自立のあり方をともに考え、その実現を目指して支援します。
- ・子どもが自由に考え、発言できる権利を大切にします。
- ・子どもと母親の一人ひとりの意見を大切にします。
- ・家族の生活を重視した支援をします。
- ・社会や地域社会に貢献します。

- 支援方法
- ・子どもと母親の話を、コミュニケーションスキルを用いて丁寧に聞き、ともに考えます。
 - ・暴力を用いないコミュニケーションの重要性や方法を、子どもと母親に伝える支援をします。
 - ・コミュニケーションに関する専門的なスキルや様々なツールを用いて支援します。
 - ・ジェネラリストソーシャルワークの考え方をを用いて、子どもと母親が納得のいく自己決定ができるように支援します。
 - ・ジェネラリストソーシャルワークの考え方をを用いてアセスメントをし、自立に向けた支援計画を立て、それに沿った支援をします。
 - ・職員は実践を常に振り返り、さらにＳＶや研修を通して支援の質を高めます。
 - ・社会や地域社会にある様々な課題解決に貢献します。

- 運営方針
1. 相談・支援
野菊荘では、母子の自立を支援するためにさまざまな支援を行っています。
入所者の皆さんが受けられる支援と個別相談により受けられる支援があります。
 2. 母親への支援
 - ① 家事、金銭面に対する生活支援
 - ② 育児支援
 - ③ 就労支援（各種職業相談所等の紹介や同行、資格取得のための支援）
 - ④ 子ども相談室（心理専門家によるカウンセリング）
 - ⑤ 離婚への相談支援
 - ⑥ 借金等の問題への相談支援
 - ⑦ 母子関係の調整
 - ⑧ 乳幼児保育（補完保育、病後児保育、リフレッシュ保育）
 - ⑨ 地域との交流
 - ⑩ 保健衛生
 - ⑪ レクリエーション（遠足・海水浴・キャンプ・その他）
 - ⑫ 防災訓練
 - ⑬ 退所世帯へのアフターケア
 - ⑭ 機関誌（あゆみ月1回、野菊会便り年2回、文集）の発行
 3. 児童への支援
学童保育を行い、お母さんが安心して就労できるようにしています。スポーツ活動・学習・おやつ・遊びなど、個別・集団を通し、子どもの成長を支援します。
 - ① 学習支援
 - ② 個別学習支援（ボランティア学生による学習会）
 - ③ 個別支援（ピアノ、卓球などそれぞれに合わせた取り組み）
 - ④ おやつ提供（申込み制）
 - ⑤ 子ども自治会の組織運営（集団登校の実施など）
 - ⑥ 退所児童へのアフターケア
 4. 地域のひとり親家庭への支援（ひとり親サポートセンター「こもれび」）
 - ① コンシェルジュとの相談
 - ② ワライバ
 - ③ タノシメシ
 - ④ 中高生学習会
 - ⑤ 小学生学習会・高学年学童保育
 - ⑥ 食材提供
 5. 実習生・ボランティア活動の受け入れとその調整

施 設 利 用 者 状 況

平成30年4月1日現在

世 帯 構 成

- (1) 在籍世帯数 入所 30世帯（定員30世帯）
 緊急一時保護 2世帯（2名）

- (2) 人 員 数 入所 77名（1世帯平均2.6人）

	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	合計
世帯数	0	17	10	2	1	0	30
%	0	57	33	7	3	0	100

- (3) 世帯主平均年齢 37.9才（最低22才 最高58才）

年齢	人員数	年齢	人員数
16才～20才	0	41才～45才	8
21才～25才	2	46才～50才	4
26才～30才	3	51才～55才	1
31才～35才	4	56才～60才	1
36才～40才	7	61才～65才	0
		合計	30

- (4) 児童年齢と就学状況

年齢	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	計
男	0	2	2	1	0	2	1	2	2	2	2	2	2	0	1	2	1	0	1	0	25
女	3	0	1	3	1	1	0	4	3	0	1	0	0	0	2	2	0	1	0	0	22
計	3	2	3	4	1	3	1	6	5	2	3	2	2	0	3	4	1	1	1	0	47

区 分	児童数	%
乳 幼 児	16	34
小学生	低学年	40
	中学年	
	高学年	
中 学 生	5	26
高 校 生	6	
そ の 他	1	

母子家庭の様態

(5) 離別理由（子どもが複数の場合は末子の実父との離別理由）

	理 由	世帯数	合 計
生 別	未 婚 の 母	12	30世帯 100%
	協 議 離 婚	6	
	離 婚 調 停（含審判）	11	
	遺 棄 他	1	
死 別	病 気	0	0世帯 0%
	交 通 事 故 他	0	

生別の分析

理由	人数	%
生計破綻	3	10
夫の暴力(虐待)	21	70
女性問題	0	0
性格の相違	1	3
遺棄不明	1	3
その他	4	14
合計	30	100

職業、収入

(6) 職 業

職 種	工 員	清掃員	調理師 (補助)	福祉的 就労	接 客	販売員	専門職 (介護)	事務員	内 職	教 師	計
正社員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
パート	2	0	0	5	5	0	1	3	0	1	17

就 職 者	17名	57%
求 職 者 (含 通院中)	13名	43%
職業訓練校	0名	0%

(7) 母親資格取得等(前年度中)

普通自動車運転免許	取得	1名
-----------	----	----

(8) 就労収入

平均 29.172 円

区分	基 本 給	人員数
1	1. 0 万円未満	2
2	1. 0 万円以上～ 2. 0 万未満	5
3	2. 0 万円以上～ 3. 0 万未満	2
4	3. 0 万円以上～ 4. 0 万未満	1
5	4. 0 万円以上～ 5. 0 万未満	1
6	5. 0 万円以上～ 6. 0 万未満	1
7	6. 0 万円以上～ 7. 0 万未満	1
8	7. 0 万円以上～ 8. 0 万未満	0
9	8. 0 万円以上～ 9. 0 万未満	0
10	9. 0 万円以上～ 10. 0 万未満	0
11	10. 0 万円以上～ 11. 0 万未満	1
12	11. 0 万円以上～ 12. 0 万未満	0
13	12. 0 万円以上～ 13. 0 万未満	0
14	13. 0 万円以上～ 14. 0 万未満	0
15	14. 0 万円以上～ 15. 0 万未満	1
16	15. 0 万円以上～ 16. 0 万未満	1
17	16. 0 万円以上～ 17. 0 万未満	0
18	17. 0 万円以上～	1
計		17

(9) その他の経済状況

生活保護世帯（含申請中）	25 世帯	83.3%
経済的自立世帯	5 世帯	16.7%
養育費	4 世帯	10.0%
児童扶養手当	28 世帯	86.7%
特別児童扶養手当	3 世帯	10.0%
児童手当	28 世帯	93.3%
障害児福祉手当	2 世帯	6.7%
障害基礎年金	1 世帯	3.3%
遺族年金	0 世帯	0.0%
社会保険	1 世帯	6.7%
国民健康保険	5 世帯	16.7%
共済組合健康保険	0 世帯	0.0%

(10) 心身の状況

◎子どもの状況（47 名中）

要支援児童	36 名
（被虐待・不登校・ひきこもり・発達障害など）	
身体障害者手帳交付児	2 名
療育手帳交付児	8 名
精神障害者保健福祉手帳交付児	1 名

◎母親の状況（30 名中）

身体障害者手帳交付者	0 名
療育手帳交付者	5 名
精神障害者保健福祉手帳交付者	4 名
精神科通院者	12 名

(11) 在住期間

期 間	半年未満	半年以上	1年以上	2年以上	3年以上	4年以上	5年以上	6年以上	7年以上
世帯数	2	2	4	4	6	4	2	0	1
%	6.7	6.7	13.3	13.3	20	13.3	6.7	0.0	3.3

期 間	8年以上	9年以上	10年以上	11年以上	12年以上	13年以上	14年以上	15年以上	計
世帯数	0	3	0	0	1	1	0	0	30
%	0.0	10.0	0.0	0.0	3.3	3.3	0.0	0.0	100

(12) 主な入所理由（内縁関係の男性との理由も含む）【5年間の統計】

年度	夫等の暴力	児童虐待	家庭内環境の不適切	母親の心身の不安定	職業上の理由	住宅事情	経済的理由	合計
H25	2	0	0	1	0	0	0	3
H26	7	0	2	2	0	0	3	14
H27	5	0	1	0	0	1	0	7
H28	3	0	1	0	0	1	0	5
H29	2	1	1	0	0	0	0	4
計	19	1	5	3	0	2	3	33
%	57.6	3	15.2	9.1	0.0	6.1	9.1	100

(13) 入所時理由別退所世帯の在所期間

入所時理由 \ 在所期間	6月未満	6月以上1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上	計
夫等の暴力	0	0	1	0	0	0	0	0	1
児童虐待	0	0	0	0	0	0	0	0	0
入所前の家庭環境の不適切	0	0	0	0	0	0	1	0	1
母親の心身の不安定	0	0	0	0	0	0	0	0	0
職業上の理由	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住宅事情	0	0	1	0	1	0	0	0	2
経済的理由	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	2	0	1	0	1	0	4

(14) 退所先 【5年間の統計】

年度／理由	公営住宅	結婚(復縁)	借家	実家	その他	計
H25	1	0	9	0	0	10
H26	1	0	3	1	2	7
H27	0	2	5	0	0	7
H28	2	0	2	0	1	5
H29	2	0	1	1	0	4
計	6	2	19	2	3	32
%	18.8	6.3	59.4	6.3	9.4	100

(15) 職員の勤務 (年間変形労働時間制・フレックスタイム)

職種	区分	形 態	勤 務 時 間
母子支援員 児童支援員	早 出		① 7:15～14:00
			② 8:15～17:00
	中 出		① 10:15～19:00
			② 13:00～19:00
			③ 15:00～19:00
	遅 出		① 12:15～21:00
			② 13:15～22:00
作業員		日 勤	8:00～16:45
ひとり親サポート センター担当		日 勤	9:00～17:45

支援員	宿 直	22:00～ 7:15
管理宿直	宿 直	19:00～9:00
非常勤	日 直	9:15～19:00

*宿直・日直二人体制

(16) 職員の主要業務

母子支援員 母子支援員は、母子の安心安定した生活と心身の健康のために支援を行い、①入所時の課題（DV、離婚、借金問題、その他）解決。②経済的安定（就労、各種手当等の申請、計画的家計運用）。③生活の安定（健康管理、食生活、衛生管理）。④子育ての安定（保育・養育・教育）の自立のためにその生活を支援する。⑤この他に関係機関との連携を図るとともに、退所者に対するアフターケアを行う。

児童支援員 児童支援員は、就学児童の生活・学習、子ども会、余暇等を集団的、個別的に支援する。子ども行事の立案・実施、DVや児童虐待など肉体的・精神的ダメージを受けている児童や、不登校・引きこもりなど問題を抱える児童に対する個別ケア等、子どもの自立（健全育成・成長）のための支援をおこなう。更にボランティア活動の受け入れや、退所児童のアフターケア、関係機関との連絡強化を図る。

事務員 事務員は、会計、経理事務及び庶務を担当する職員であり、あわせて母子支援員や児童支援員の業務を補佐する。

(16) 平成30年度子育て・生活相談内容

相談件数83件

相談内容

1) 母子の生活	29件	5) 夫等の暴力	38件
2) 離婚問題	1件	6) ギャンブル、借金	0件
3) 不登校	0件	7) 拘置	0件
4) 女性問題	0件	8) その他	15件
合 計		83件	

支援内容

1) 他府県施設を紹介	0件
2) 市内施設を紹介	0件
3) 婦人相談所を紹介	4件
4) 保護受入	12件
(措置入所	0件)
(緊急入所後措置	3件)
(緊急一時保護	9件)
5) 福祉事務所を紹介	5件
6) 相談、アドバイスのみでおわる	47件
7) 入所辞退(問題解決)	15件
合 計	83件

出身地(前住所)

1) 京都市内	43件
2) 京都府	14件
3) 他府県	24件
(大阪6 愛知5 奈良2 兵庫5 三重2 福岡1 滋賀1 徳島1 静岡1)	
4) 不明	2件
合 計	83件

シェルターみやこ（一時保護）事業

沿 革

昭和 56 年 3 月の山ノ内母子寮（野菊荘）全面改築の際、定員以外に緊急一時保護室 3 室を設け、一時保護事業を開始した。昭和 57 年にはNHKテレビで「現代の駆け込み寺」として紹介され、全国から DV やサラ金被害者が保護を求めて殺到した。このような状況から京都市は支援の必要性を感じ、昭和 58 年に京都市緊急一時保護事業を独自事業として創設した。これは全国に先駆けて画期的な取り組みであった。

平成 13 年 4 月 DV 防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）が施行され、全国で民間シェルターや母子生活施設の一時保護が急増した。

平成 17 年 4 月、京都市には安定して運営されている民間シェルターが無かったため、京都市男女共同参画推進課が民間シェルター運営費補助制度を創設されたため、施設外に民間アパート 2 室を借用し、「シェルターみやこ」を開設した。

平成 23 年度より実施された、第 4 次「きょうと男女共同参画推進プラン」に「京都市DV基本計画」を盛り込み、平成 23 年 10 月 3 日に京都市DV相談支援センターを開所し、野菊荘が運営を受託した。それに伴い、緊急一時保護のニーズも増加すると考えられ、平成 23 年度より緊急一時保護室を一室増室し、京都市DV相談支援センターと連携し、DV相談と自立支援、DV被害者の危険からの保護がスムーズに行える事を目的に運営している。

また京都市では、「京都市犯罪被害者等支援条例」が平成 23 年 3 月 18 日に公布し、平成 23 年 4 月 1 日に施行された。本事業で「京都市犯罪被害者等支援条例」に規定する犯罪被害者等の受け入れも行う事ができ、平成 27 年度には初めての利用があった。

報 告 事 項

平成 29 年度の一時保護実績は、京都市からの一時保護委託が 972 日、京都府家庭支援総合センターからの一時保護委託が 71 日、京都市DV相談支援センターからの一時保護委託が 28 日、犯罪被害者等支援条例による利用が 4 日、個人契約での利用が 37 日、児童相談所からの一時保護委託が 69 日の合計 1181 日（延べ日数）となった。実績の特徴としては、個人契約での利用日数が多く、京都市児童相談所から母子の一時保護委託の受け入れが 1 件あった。児童相談所からの一時保護委託は子どもが対象であり、母は保護対象とならないため子どもに付帯する者として保護を行い利用料の負担はなしとした。

平成 29 年度みやこ実績報告

実施主体	件数	日数	子の人数	延べ日数
京都府	3	38	2	71
京都市	8	457	9	972
DV センター	5	14	6	28
個人契約	3	30	5	37
犯罪被害者	1	4	0	4
児童相談所	1	23	3	69
合計	21	566	25	1181

ひとり親サポートセンター こもれび

沿 革

2015年5月から、施設内の子へ実施していた中高生の学習会について、地域の子へも提供を始め、中高生の居場所としてのワライバ、食事会としてのタノシメシも提供し、地域の子も分け隔てなく、施設に足を運び、利用できる取り組みを増やしてきた。また2015年夏ごろより、支援団体から届く食品提供についても地域のひとり親家庭へも呼びかけるようにし、保護者も含め、地域の家庭への支援を始めた。

2016年4月に、地域におられる支援の行き届きにくいひとり親家庭、様々な困難を抱える子どもたちと緩やかで柔軟な支援を通してつながることができるよう、ひとり親サポートセンターこもれびを開設し、地域のひとり親家庭の相談を専任の相談員が行う窓口を整えた。食材提供、中高生の学習会、子への学習、居場所づくり等の支援を柔軟に活用した総合的包括的支援とし、学習会については小学生3年生からと対象を拡大し、乳幼児から小学生、中高生へ切れ目のない支援の提供を目指している。

H28年4月当初は11名だった登録世帯数は、当施設HPの情報、同じひとり親同士の口コミや関係機関からの案内でH29年5月には25世帯の登録数となった。

取り組み事業

・コンシェルジュとの相談

専任のコンシェルジュをおき、ひとり親の保護者自身のことを丁寧に聞き、自身のことも世帯のことも一人で抱え込まれることがないようサポートしている。

相談したくても、就労等で時間に余裕がなく、結果問題解決が先送りになり、負担が増すことから、相談に応じる時間帯をひとり親に合わせたり、メールでやり取りを行うことで、必要な相談に応じられたり情報を得られる機会を確保できるようにした。

ひとり親自身のことにおいては、転職や体調不良のことが相談内容として多く、子どものことについては、子の引きこもりや母親の体調不良時の子どもの預け先など、解決法が簡単に見つからない相談、離婚した元夫と子どもの関係について相談されるケースがあった。

ひとり親施策等の情報提供については、離婚前に児童扶養手当やひとり親医療が利用できないか、ショートステイの利用について送迎の範囲や子どもの特徴に応じて利用できる施設があるか、就学援助の申請方法や所得制限について相談があり、各機関へ確認後ひとり親へ情報を提供する支援を行った。

・食品提供

ひとり親家庭への経済的な支援と食品ロスの軽減のため、複数の支援団体より定期的にパンや青果などの食品の提供を受けている。H28年度は合計125回の提供があり、地域のひとり親家庭は述べ464世帯の利用があった。

利用される方は、費用なく提供される食品に価値をおかれる方、就労後に広いスーパーを回らず手に入れられる便利さや、受け取り時に職員と話をする機会を作っておられる方など目的はさまざまであった。

提供される食材によっては、野菊荘内の行事で提供する食事にも利用したり、調理が難しい食材については、職員が簡単に下準備を行うことで、食材に親しみやすく家庭で調理されることも把握されたため、いろんな食材を口にできることは子どもの食育につながるため、今後も口にしてもらいやすいよう工夫することが支援となる。

- ・学習支援（中高生対象）

週に一度水曜の19:00～20:30、各自の希望や目標に向けて学習内容を相談し、ボランティアの学生の協力も得て、少人数ずつ、または個別に学習に取り組む機会を提供している。

ひとり親家庭において、厳しい経済状況から塾の費用も捻出は難しく、学習する機会を確保できず、希望する学校への進学をあきらめざるを得ない子にとっては、現役の大学生の協力を得て学習する場を確保することが、学力向上、希望する進学に近づく一歩となる。

現在は、野菊荘内の中高生と、退所した子、地域の学童保育に登録している小学生のきょうだいも参加している。

- ・ワライバ（中高生対象）

週に4回、17～20時に、中高生を対象に限り、お菓子を食べたりゲームなどをし、家にいるようなリラックスした空間で、年齢に相応した過ごし方ができるよう、職員約1名が同席する場を設けている。同年齢とのコミュニケーションを大切にし、直接話すことがなくても、同じ空間で過ごし良好な関係を保つこと、情報交換できる場となるようにしている。

- ・タノシメシ（中高生対象）

月に一度土曜日に、職員手作りの温かい夕食を、対象の中高生と学生ボランティアと一緒に食べる機会としている。学生ボランティアとも食事を楽しんで交流でき、孤食を防いだり、年齢の近い学生ボランティアとの関わりから、身近な目標として考えられる機会としている。野菊荘の入所児に加え、退所した中高生、地域の学童保育に登録しているきょうだいも参加している。

- ・学習支援（小学生3～6年生対象）

各自のペースに合わせて、学習や宿題ができるよう、学生ボランティアと協力し、わからないところを聞くこと、学習の習慣をつけ、達成する気持ちを感じられるよう取り組んでいる。小学校低学年の基礎学力を安定させ、高学年、中学校へとつなげていくことを目的に、学生ボランティアとも、子どもの学習状況について必要に応じて相談している。

現在、高学年になって地域の学童保育を退会した子、野菊荘を退所した子が定期的に利用に来ている。

- ・学童保育（小学生4～6年生対象）

毎日の学童保育の中で、子どもたちが生活習慣を身に付け、いろいろな取り組みに参加し楽しく経験できるよう、土曜日や長期休みには活動や外出の企画、季節ごとの行事なども実施している。過ごし方や取り組みには、職員の細やかなサポートが必要な子どももいるが、集団で過ごすことや、人との関わりから自分らしいコミュニケーションを獲得できることを大切にしている。

地域の学童クラブでは大人数の中、過ごしづらい子が野菊荘の学童保育で子どものペースに応じて過ごすことができるため、見学に来られたり、また地域の学童保育を高学年になって退会したが、母の就労等の関係で、安全に過ごせる場所として週に数回利用されている世帯がある。他、野菊荘を退所後、不登校となり、野菊荘学童保育を利用しながら、不登校支援を続けている子もいる。

子どもや世帯のニーズに合わせ、利用してもらえる柔軟さがあるため、今後も子どもや世帯の状況に合わせて提供できる支援として有効に利用していただけるよう案内が必要である。

- ・不登校児へのサポート（小学生～高校生対象）

学校に行かない子どもや、外出もせず自宅に引きこもっている子どもの状況は、親にとっても心配でつらい状況であり、まずは親の話を十分に聞き、子どもへどのように関わり支援していくことが良いか一緒に考え、直接子への関わりへつながるよう寄り添う支援が必要である。

現在のところ、上記記載の、不登校だが学童保育を利用している小学生の利用があったり、外出も困難な状況にある高校生へ家庭訪問を行い、母との面談から母の

精神的負担を軽減したり、子へ直接手紙を送り、少しずつ関係構築を図るなどの支援を行っている。

・ほっこり、おかえり喫茶（保護者対象）

毎週金曜 15 時半より、喫茶を開放し、希望者にコーヒーを販売している。

相談ではなく、保護者自身が一息つき、リラックスして過ごせること、他のひとりと親との交流や情報交換ができることを目的としている。

H28 年度 2 月より始め、年度内に地域のひとり親の利用はなかったが、今後も開放し、いつでも来てもらえるよう整えておく必要がある。

・乳幼児さん、妊婦さんへのサポート

産前・産後は体調や気持ちのバランスが安定しない時期であるが、母親自身がそのことを自覚できない場合もあり、負担が増してしまうこともある。利用できる施策や、具体的な支援について丁寧に相談を行い、安心して子育てができるよう見守ることが大切である。

今年度は、出産に伴い、他のきょうだいを立ち会わせたいという母親に対して、産後にきょうだいをショートステイに送迎することを依頼されたケースがあり、どのように支援ができるか関係機関とも情報交換し、検討を行った。

・茶道教室、生け花教室（保護者対象）

茶道、生け花、それぞれ月に 2 回、先生にお越しいただき、教室を開いている。

保護者自身が、自分のリフレッシュや、自己表現の場として、安心して参加してもらえることを大切に、必要に応じて教室の間の乳幼児の保育なども行う。H29 年度より、募集を行う予定としている。

2017 年度 ひとり親家庭サポートセンター 利用状況について																			
	登録世帯数	電話相談(回)	面接相談(回)	他機関より情報提供(回)	他、支援など(回)	地域との連携・連絡・会議等(回)	食品提供				学習支援*3			中高生居場所*3			ショートステイ(人数)	ショートステイ(延べ日数)	トワイライトステイ(人数)
							施設内利用世帯数(延べ)	地域利用世帯数(延べ)*1	提供回数	内訳*2	中高生(延べ人数)	小・高学年(延べ人数)	実施回数	フライバ(延べ人数)	実施回数	タノシメシ月1回(延べ人数)			
4 月	25	30	13	0	5	0	171	38	12	FB:8 2H:2 他:2	24	37	4	57	16	9	0	0	0
5 月	26	25	15	3	2	3	93	36	9	FB:4 2H:3 他:2	17	15	4	60	16	9	1	2	1
6 月	29	37	11	13	3	2	108	31	8	FB:5 2H:2 他:1	10	10	4	56	18	10	0	0	0
7 月	31	18	11	7	2	1	112	31	11	FB:4 2H:3 他:4	10	10	4	56	16	9	0	0	1
8 月	31	17	4	2	4	0	108	42	11	FB:3 2H:2 他:6	24	14	4	39	12	5	0	0	0
9 月	32	18	7	3	5	2	103	56	11	FB:5 2H:3 他:3	20	12	4	50	16	8	0	0	0
10 月	34	21	10	4	1	0	157	44	9	FB:3 2H:2 他:4	17	14	4	44	17	3	0	0	0
11 月	35	14	3	4	2	0	64	25	5	FB:3 2H:2 他:0	22	17	5	39	15	6	0	0	0
12 月	34	16	4	1	1	0	156	73	12	FB:5 2H:5 他:2	16	13	4	46	14	6	0	0	0
1 月	36	20	4	0	0	1	81	34	4	FB:2 2H:2 他:0	8	10	4	53	15	6	0	0	1
2 月	35	28	16	4	0	3	67	63	7	FB:3 2H:3 他:2	8	13	3	43	13	7	0	0	2
3 月	36	22	5	1	0	0	125	66	12	FB:5 2H:3 他:4	10	10	2	39	18	10	0	0	4
合計		266	103	42	25	12	1345	539	111		186	175	46	582	186	88	1	2	9
*1 地域の利用者だけの世帯数 *2 FB:フードバンク京都、2H:セカンドハーベスト京都、他:フードバンク京都を通じた食糧支援団体 *3 学生ボランティア、職員の人数は除く																			